

その他の事業運営上の留意事項

サービス利用者に関すること

・高齢者の健康

ノロウイルス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

インフルエンザ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

腸管出血性大腸菌感染症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

結核・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

HIV/エイズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

レジオネラ症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

熱中症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7～8

暑さ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

・高齢者虐待・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10～11

・地域支援スーパーバイズ事業(権利擁護相談)・・・・・・・・・・・・・12

・ヤングケアラー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

事業所の労働環境に関すること

・専門家による無料相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

・無料講師派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

事業所の運営に関すること

・介護相談員派遣等事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

・大阪府福祉サービス第三者評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

・大阪府障がい者差別解消条例の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

サービス利用者向け相談事業

・福祉サービス苦情解決制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19～20

ノロウイルスの感染を広げないために！！

～処理の手順を守ろう！～

ノロウイルスを広げないための3つのポイント！

- ① 汚物はすぐに拭き取る・乾燥させない！
ノロウイルスは乾燥すると空中に漂い、口に入っで感染することがあるので、嘔吐物や糞便は速やかに処理することが感染防止に重要です。
- ② きれいに拭き取ってから消毒する！
ノロウイルスには家庭用塩素系漂白剤を水で薄めた消毒液が有効です。
★消毒液は、汚物が残っている状態で使用すると、ウイルスに対する消毒効果が低下するので消毒前に必ず汚物をきれいに取り除くことが重要です。
- ③ しっかり手洗いをする！
ノロウイルスを広げないためには、しっかり手洗いをし、手からノロウイルスを落とすことが大切です。
＜タイミグ＞
嘔吐物等の処理後、拭き取り掃除後、調理の前、食事の前、トイレの後、オムツ交換の後 等



適切な処理の手順

- | 吐いたとき | 衣類等が嘔便や嘔吐物で汚れたとき |
|---|---|
| ① ビニール手袋・マスク・ガウン・靴カバー等を着用する。 | ① ペーパータオル・布等で覆うなど、付着した汚物中のウイルスが飛び散らないようにしながら汚物を取り除く。 |
| ② ペーパータオル・布等で嘔吐物を覆い、外側から内側へ向けて、拭き取り面を折り込みながら静かに拭き取る。 | ② 汚物を取り除いたあと、洗剤を入れた水の中で、静かにもみ洗いをする。 |
| ③ 床等に、汚物が残らないように、しっかり拭き取る。 | ③ 50 倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤に 10 分程度つけこむ。(素材に注意)
★家庭用塩素系漂白剤につけておけり、85℃・1 分以上の熱湯洗濯を行うことでウイルスの消毒効果が得られます。
＊可能であれば、50 倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤を入れてから、密閉し廃棄する。 |
| ④ 拭き取りに使用したペーパータオル・布等は、ただちにゴミ袋に入れ、密閉し廃棄する。 | ④ 他の衣類とは分けて洗う。
＊もみ洗いした場所は、250 倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤で消毒し、洗剤を使って掃除をする。 |
| ⑤ 汚物を拭き取った後の床等は、50 倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤で覆うように拭く。
＊ペーパータオル・布等はなるべく色のついでないものを使用する。 | ⑤ 10 分後に水拭きする。 |

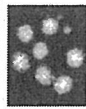
家庭用塩素系漂白剤 希釈方法早見表

一般的に市販されている家庭用塩素系漂白剤の塩素濃度は、約5%です。塩素濃度約5%のものを利用した場合の方法を以下に示します。
(家庭用塩素系漂白剤のキャップ1杯が、約25ccの場合です。)

使用目的	濃度	希釈液の作り方
- 汚物を取り除いたあとの味等(浸すように拭き、10分後に水拭きする) - 汚物を取り除いたあとの衣類(10分程度つけこむ) - 汚物の拭き取りに使用したペーパータオル・布等の廃棄(ゴミ袋の中で汚染物を潰すように入れ、密閉し廃棄する。)	約 50 倍 ※濃度 約 1000ppm	①水道水 2,500cc (500cc ペットボトル5本分) ②家庭用塩素系漂白剤 50cc キャップ約2杯 バケツ
- もみ洗いをしたあとの洗い場所の消毒(消毒後、洗剤で掃除すること) - トイレの取っ手・トイレドアのノブ・トイレの床などの拭き取り(拭き取り部位が金属の場合は、10分後に水拭き)	約 250 倍 ※濃度 約 200ppm	①水道水 2,500cc (500cc ペットボトル5本分) ②家庭用塩素系漂白剤 10cc キャップ1/2杯弱 バケツ

- 作り置きは効果が低下します。なるべく使用直前に作りましょう。
- 作った消毒液を一時的に保管する場合は、誤って飲むことがないように、消毒液であることをはっきり明記して日光の当たらない場所で保管しましょう。
- 家庭用塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)は未開封でも徐々に劣化していきますので、なるべく新しいものを使用しましょう。

ノロウイルスによる感染性胃腸炎について



- 感染経路
- ◆ 患者の糞便や嘔吐物からの二次感染
 - ◆ 感染した人が調理などをして汚染された食品
 - ◆ ウイルスの蓄積した加熱不十分な二枚貝など
- 潜伏期間
- ◆ 通常 1～2 日
- 症状
- ◆ 下痢・嘔吐・吐き気・腹痛などで、通常 1～3 日症状が続いた後、回復。
- ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、冬場に多いとされていますが、最近では、初夏にかけても集団事例として多くの発症が報告されています。
- 10～100 個の少ないウイルス量でも発症するため、人から人への感染が起こります。
- ・症状が消えてから 10 日以内は糞便中にウイルスが排出されています。

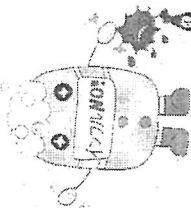
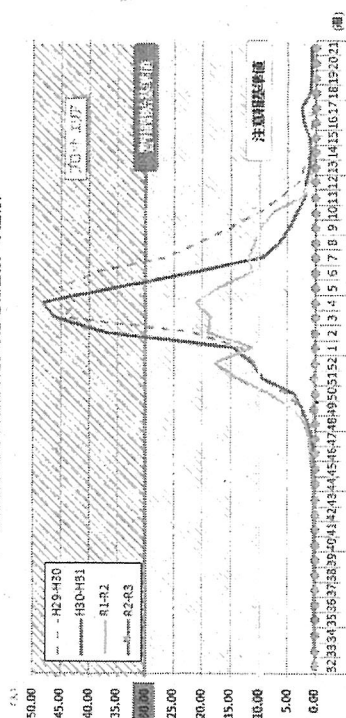
ウイルス電子顕微鏡写真提供：大阪府立総合健康研究所
発行元：大阪府健康医療部保健医療政策課企画課

冬期に流行するインフルエンザ

インフルエンザは、11月から3月にかけて流行します。
インフルエンザにかかっている人のくしゃみや咳で出るしぶきを吸い込むことによる「飛沫感染」や、しぶき等がついたドアノブやつり革などを手で触り、その手で口や鼻に触れることによる「接触感染」によって感染します。
その感染力は非常に強く、大阪府では、令和元年に約77万人の方がインフルエンザにかかっています。
感染すると38度以上の急な高熱を発症し、頭痛や関節痛、筋肉痛などの症状が出ます。
特に高齢者や心臓や腎臓に持病をお持ちの方は、重症化しやすいと言われています。

インフルエンザの流行状況

(大阪府における定点あたりの患者報告数の推移)



大阪府インフルエンザ対策
マスコットキャラクター
マワテくん

【インフルエンザに感染しないために】

- 日頃からの予防対策をしておくことが重要です。
- こまめに手洗いを行う
- 日頃から体の抵抗力を高めておく
- 咳、くしゃみがあるときは、「咳エチケット」を心がける
- 流行時には、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、体調の悪い方は、人混みへの外出を控える

【予防接種も有効な対策】

- インフルエンザワクチンは、感染後に発症する可能性を低くさせる効果*があります。
特に高齢者や心臓や腎臓に持病をお持ちの方は、重症化を防ぐのに有効です。
※効果には個人差があり、副反応がでることもありますので、予防接種の際には医師にご相談ください。
- 高齢者（原則65歳以上）は、定期の予防接種の対象者として予防接種を受けることができます。
詳しくは、お住まいの市町村にお問合せください。



【インフルエンザにかかったときは】

- 咳、くしゃみなどの症状があるときは、周りの方へうつさないために、マスクを着用し、早めにかかりつけ医や最寄りの内科・小児科を受診する。
- 家で安静にして、休養をとる。特に睡眠を十分に取る。
- 水分（お茶、ジュース、スープなど）を十分に補給する。
- 部屋の湿度を50%から60%程度に保つ。
- 熱が下がってから2日（幼児は3日）目まで、または症状が始まった日から8日目 までには外出しないように心がける。

【事業者の皆様へ】

- 職場でまん延しないよう、日頃から室内のこまめな換気や湿度管理（50%から60%）の徹底、消毒用アルコールを常備するなどインフルエンザ対策をお願いします。
- 従業員がインフルエンザにかかってしまった場合、無理をして出勤する必要のないように、配慮をお願いします。

【新型インフルエンザについて】

「新型インフルエンザ」とは、これまで人が感染したことのない、新しい型のインフルエンザのことをいいます。誰も免疫をもっていないため、ひとたび発生すると多くの人が感染し、世界的に大流行することが心配されています。

《日頃の備え》

- マスクや消毒用アルコールなどのほか、約2週間分の食料品や日用品を準備しましょう。
(新型インフルエンザが海外で発生して流行すると、外国から色々な物が輸入できなくなります。さらに、国内で流行すると、外に出かけることができなくなったりします。)
- テレビやラジオなどから正しい情報を集め、いつ起こっても対応できるようにしましょう。



《発生したときのお断り》

- 決められた医療機関での受診をお願いします。(府では、発生して間もない頃には、感染が広がらないように診療を行なう医療機関を限定します。)
- 不要な外出を控える、食料品や日用品の買い占めをしないようお願いがあります。

【参考】

- インフルエンザを予防しよう (大阪府ホームページ)
- インフルエンザ予防のために～手洗い・マスクのススメ (政府インターネットテレビ)
- 大阪府新型インフルエンザ等対策 (大阪府ホームページ)
- 大阪府 新型インフルエンザ 対策



腸管出血性大腸菌（O157等） 感染症にご注意！

感染経路

腸管出血性大腸菌（O157 等）は、通常牛等の腸内に生息しています。そのため腸の内容物で汚染された食品を介して、口から体内に入ることによって感染します。

- ★ 食べ物（牛肉やレバーなどは十分に加熱しましょう。）
- ★ 生肉を触れた箸（箸くきと食べる箸を使い分けましょう。）
- ★ 患者・保護者の糞便で汚染されたものや水 など

腸管出血性大腸菌はわずか数十個程度の菌が体の中に入っただけでも発症することがあるため、患者・保護者の糞便などから二次感染することがあります。

腸管出血性大腸菌（O157等）感染症の潜伏期間と症状



- ★ 下痢・腹痛・発熱などの症状がある時は、早めに移しましょう。

潜伏期間：2～14日（平均3～5日）
症状：下痢（軽いものから水様便や血便）・腹痛・発熱など

- ※ 乳幼児や高齢者では重症になる場合があります。
- ※ 発症後1～2週間は、溶血性尿毒症候群（HUS）を起こすことがありますので注意が必要です。

※ HUS：ペロ毒素により腎臓の細胞が傷害されて発症する、溶血性貧血、血小板減少、急性腎不全の3つを特徴とする状態。
主な症状：尿が出にくい・出血を起こし易い・頭暈など
重症になると、けいれん・昏睡を起こし、生命の危険がある。

二次感染防止のために

- ★ 普段から調理前や食事前、トイレの後は石けんをよく泡立てて手指から手首までを充分洗いましょ。
- ★ タオルの共用使用はやめましょ。
- ★ 糞便を処理する時は、使い捨てビニール手袋を使いましょ。
処理がすんだあとは、手袋をはずし石鹸で手洗いしましょ。
（また、乳幼児や高齢者でオムツの交換時の汚染に充分気を付けてください。）
- ★ 下痢などで体調の悪いときには、プールの利用はやめましょ。
簡易ビニールプール等を利用する場合は、頻りに水を交換しましょ。

《注意事項》

（消毒薬等については裏面参照）

- ※ トイレについて：患者・保護者が排便した後に触れた部分（ドアや水道のノブなど）は、逆性せっけんや消毒用アルコールで消毒してください。（消毒薬は薬局で手に入ります。）
- ※ 衣類などについて：患者・保護者の糞便のついた衣類などは、熱湯や100倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤に30分浸したあと、他の衣類とは別に洗濯し、日光で十分に乾燥させましょ。（素材に注意）
- ※ 入浴・お風呂について：患者・保護者がお風呂を使用する場合は、下痢があるときは、シャワーまたはかけ湯にしましょ。浴槽につかる時は最後にし、混浴は避けましょ。
浴槽の水は毎日替え、浴槽、浴槽はよく洗い流しましょ。
- ※ 業務について：患者・保護者が飲食物に直接接触する業務に従事することは、法律で制限されています。

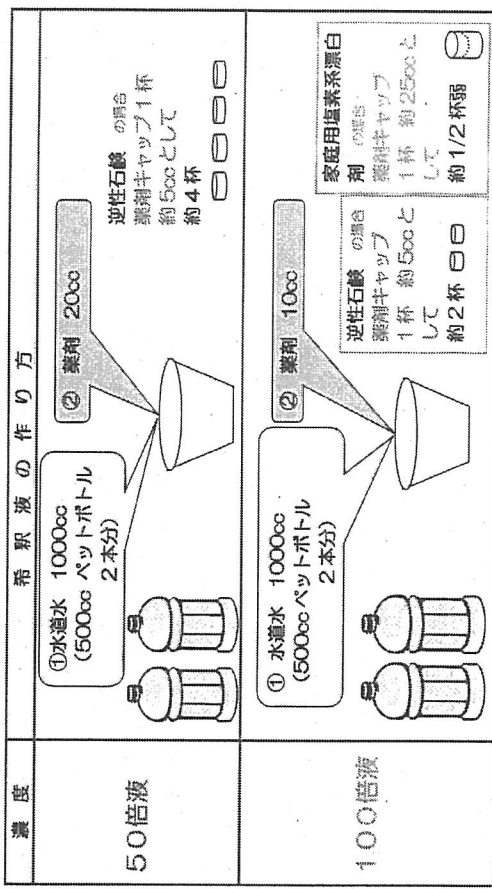
消毒方法について

（消毒薬については、裏面等でご確認ください）

消毒するもの	使用薬剤など	めやす量
手指	逆性石鹼液 （塩化ベンザルコニウム液 10%） 速乾性擦式手指消毒剤	石鹸で手洗い後、100倍液 （下記参照）に浸して洗滌する
	消毒用エタノール（70%） 次亜塩素酸ナトリウム （台所用塩素系漂白剤など） 熱湯消毒	原液300 手のひらにとり、乾燥するま で（約1分間）手に擦りこんで使う 100倍液（下記参照）に30分間浸し、 水洗いする 80℃、5分以上（ただし、ふきんは 100℃で5分以上煮沸）
トイレの取っ手 ドアのノブ	消毒用エタノール（70%） 逆性石鹼液 （塩化ベンザルコニウム液 10%）	濃度はそのまま使用し薬液を含ませた紙 タオル等で拭くが噴霧する 50倍液（下記参照）を含ませた紙タ オル等で拭く
	次亜塩素酸ナトリウム （家庭用塩素系漂白剤など） 熱湯消毒	100倍液（下記参照）に30分間つけた 後、洗濯する 熱水洗濯機（80℃10分間）処理し、 洗浄後乾燥させる
衣類の消毒	逆性石鹼液 （塩化ベンザルコニウム液 10%）	100倍液（下記参照）を含ませた紙タ オル等で拭く
	熱湯消毒	熱湯で洗い流す
風呂場	逆性石鹼液 （塩化ベンザルコニウム液 10%）	100倍液（下記参照）を含ませた紙タ オル等で拭く
	熱湯消毒	熱湯で洗い流す

消毒液のつくり方

※ おむつ交換時と便の処理を行なう時は、使い捨てビニール手袋を使用する。
※ 次亜塩素酸ナトリウムは、金属腐食性があるので、消毒後、水拭きする。



大阪府

（お問い合わせは最寄りの保健所へ）

高齢者の結核を 早期発見するには？

サービス利用開始時の健康チェック

- ・2週間以上続く呼吸器症状（咳、痰など）や胸部X線写真に異常陰影がある時には、かかりつけ医や施設の嘱託医に喀痰検査等の必要性を確認しましょう。
- ・健康管理のための情報として、結核等の既往歴や治療中の病気を確認しましょう。

定期健康診断時の健康チェック

- ・結核の早期発見のためにも、定期健康診断を活用しましょう。
- ・「高齢者は結核のハイリスク者」であり、健診が義務ではない施設も、定期的な健康チェックが大切です。

日常的な健康観察

- ・高齢者結核では咳や痰がでない割合も高く継続する体調不良や免疫低下にからむ症状など、日常の健康観察がとても大切です。

- なんとなく元気が活気がない
- 発熱、食欲不振、体重減少、倦怠感、尿路感染（免疫低下）
- 咳、痰、胸痛、呼吸のしづらさ

- ・肺炎疑いでも、できれば抗生剤を使用する前に、喀痰検査の実施を嘱託医に相談しましょう。また、抗生剤の使用状況を記録に残しておきましょう。

高齢介護に関わるあなたと あなたの大切な人の “健康を守る”ために

職員の定期健康診断

- ・少なくとも年に1回は胸部X線検査を受けましょう。精密検査の通知が来たら、自覚症状がなくても必ず受診しましょう。
- ・健診結果は、今後の健康管理に大切な情報です。結果を保管しておきましょう。

咳エチケット

- ・咳が出る時は、サージカルマスクを着用しましょう。

まずは自分の身体をいたわりましょう

- ・身体の免疫力を維持し、風邪等の症状が続く時は、早めの受診を心がけましょう。
- ・免疫が低下する疾患（糖尿病、腎疾患、HIV等）がある時は、確実に治療を継続しましょう。
- ・結核について勉強する機会を持ちましょう。

結核に関する心配や不安がある時は
保健所に相談しましょう。

健康診断を行った場合には報告しましょう
職員や施設入所されている方の健康
診断を実施した場合には、あなたの地
域を管轄する保健所に報告が必要です。
＜詳細＞

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kekaku02.html>

この資料は平成 28 年度国立研究開発法人日本医療研究開発機構委託研究
開発費「地域における結核対策に関する研究」により作成されました。

高齢介護に関わる人の ための“結核”基礎知識

現在1年間に約1万3千人の結核患者が
新たに診断されており、その約7割は
65歳以上です。

ある日、ある高齢者施設で…

〇〇さん、結核疑い
だそうです!!



こんな時
どうしたらいいでしょう？

結核とは

結核とは、結核菌によっておこる感染症です。

感染のしくみ（空気感染）

- ・主に肺結核患者の咳などのしぶきと共に排出される菌を吸い込むことで感染します。

感染とは

- ・結核菌が身体の中に入り、それに対する身体の反応が起こっている状態です。

発病とは

- ・菌が増殖し、何らかの身体の変化や症状が出てくる状態です。
- ・結核の発病率は、感染者の1～2割です。
- ・発病は、身体に入った菌の量や強さと、感染者の免疫などが関係します。

＜免疫の維持＞ バランスの良い食事、適度な運動、十分な睡眠、禁煙、免疫が下がる疾患（糖尿病、腎疾患等）の治療と管理が大切です。

症状

- 咳、痰、微熱、胸痛、体重減少等

特徴

- ・「よくなったり、悪くなったり」しつつ病状が進行し、排菌ようになります。
- ・排菌をしていない感染状態や発病の初期には、人にうつすことはありません。

治療と施設での服薬支援

- ・原則として、6か月以上の定められた期間、複数の薬を内服します。確実な内服のため周囲の方の支援が重要となります。

利用者が結核（疑い）と 診断されたら

マスクの着用と個室対応

結核（疑い）の方 入院や検査結果を施設で待つ間は、サージカルマスクを着用してもらい、個室対応でドアは閉めましょう。

職員や家族等 個室へ入る時はN95マスクを着用し、乳児等の面会は禁止します。

車で搬送する時

- ・結核（疑い）の方は、サージカルマスクを、同乗者はN95マスクを着用します。
- ・窓を開けて換気をしましょう。

部屋の清掃など

- ・部屋の窓を開けて換気を十分行いましょう。
- ・薬剤等による消毒は不要です。通常の掃除や洗濯、食器洗いを行えば大丈夫です。

＜N95マスク＞ 結核の感染防止のため職員や家族がつけるマスクです。すぐ、使えるように常備し、着用訓練をしておきましょう。



N95マスクの例 サージカルマスクの例

～結核の発病は誰のせいでもない～

- ・突然、結核（疑い）と言われ、動揺する方も多いため、周囲のサポートが不可欠です。

接触者健診について

目的

- ・患者からの感染や発病の有無などを調べ、結核の感染拡大を防止します。

基本的な流れ

- ・保健所は届出により、患者の病状や生活、患者と接した方の健康状態等を確認して、必要な対象者に、無料で健診を行います。

医療機関

- ・結核の診断
- ・保健所への届出



保健所

- ・患者や施設医療機関から情報収集
- ・接触者健診の対象者と方法を決定
- ・接触者健診の実施

主な検査

- ・原則として、結核の“感染”を血液検査で、“発病”を胸部X線検査で調べます。

実施時期など

- ・施設の定期健診状況なども検討し、適切な時期に行います。

- ・必要により、保健所と施設が協力して、健診の前に説明会を行うこともあります。

- ・結核に感染した後、検査で感染がわかるようになるまで、3か月ほどかかります。

- ・あわてて検査をすると正確な結果が得られないこともありますので、保健所と連絡を取りましょう。

社会福祉施設等で働くみなさまへ

H I V / エイズの正しい知識 ～知ることから始めよう～



標準予防策によりH I V感染は予防できます。



性行為以外の日常生活で感染することはありません。

継続して抗HIV薬を服用していれば、ウィルス量が下がり、性行為による感染も防げます。



今ではH I V感染症は慢性疾患の1つです。

抗H I V薬が使われるようになってから、エイズによる死亡率は劇的に減少し、H I V感染症は、慢性疾患の1つとして考えられるようになりました。

今、社会福祉施設等に期待されること

2020年末、大阪府のH I V陽性者の累積報告数は3,804人（確定値）となり、年々増加しています。また、高齢化や合併症などによって自立困難となり、支援を求めるH I V陽性者が増えています。そのため、H I V陽性者の受け入れ先として、社会福祉施設等への期待が高まっています。

支援が必要な人に対して生活を支援し、療養の場を提供することは社会福祉施設等の役割です。他の慢性疾患患者と同様に、H I V陽性者の方は慢性疾患を抱えて生活をしている人たちです。一人ひとりがH I V / エイズに対する理解を深め、支援が必要なH I V陽性者の方を迎え入れていきましょう。

《参 照》

社会福祉施設で働くみなさんへ H I V / エイズの正しい知識～知ることから始めよう～
平成23年12月発行、平成31年2月改訂

https://www.haart-support.jp/pdf/h31_knowledge_hiv_aids.pdf

<企画・発行>

平成23年度 厚生労働科学研究費補助金 エイズ対策研究事業

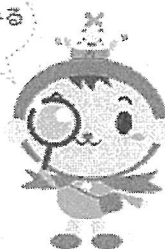
「H I V感染症及びその合併症の課題を克服する研究」研究代表者 白阪琢磨
分担研究「長期療養者の受入における福祉施設の課題と対策に関する研究」

研究分担者 山内哲也

<協力>

社会福祉法人武蔵野会

調べてみる
なう



問合せ先

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課感染症・検査グループ
電話 06-6941-0351（内線5306）

入浴設備の適正な維持管理により

レジオネラ症発生を予防しましょう

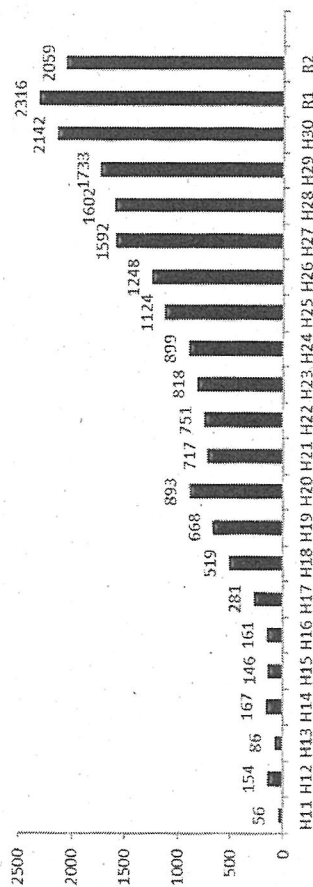
【レジオネラ症とは】

レジオネラ症はレジオネラ属菌による感染症の一つで、幼児やお年寄り、あるいは他の病気などにより身体の抵抗力が低下している人に発病のおそれ強いと言われています。

レジオネラ属菌に汚染された細かい水滴（エアロゾル）等を、気道から吸い込むことによって感染し、発病します。

主な症状は肺炎（レジオネラ肺炎）で、菌に感染してから2～10日（平均4～5日）後に、高熱、咳、タン、頭痛、胸痛、筋肉痛、悪寒などの症状が出て、まれに重症になることがあり、死亡例も報告されています。人から人への感染はありません。近年、レジオネラ症患者報告数は、増加傾向にあります。

レジオネラ症患者報告者数(全国)



レジオネラ属菌は、入浴設備の配管内部等で増殖することが知られています。入浴設備の適正な維持管理により菌の増殖を防止し、レジオネラ症の発生予防に努めてください。

大阪府では、平成20年4月より、「社会福祉施設等の入浴設備におけるレジオネラ症発生防止対策マニュアル」を定め、指導・助言を行っています。

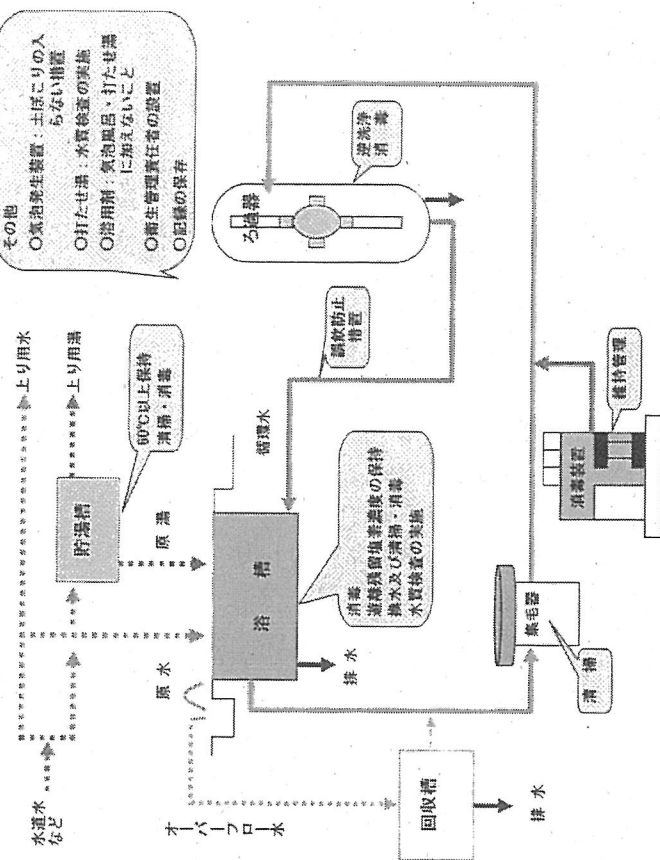
施設の設置者・管理者の方は、引き続き入浴設備について次の点に注意して適正な管理をお願いします。

【入浴設備の維持管理ポイント】

- 浴槽水は、塩素系薬剤を用いて消毒し、遊離残留塩素濃度で常に0.4mg/L以上に保ちましょう。
- 連日使用している浴槽水は、1週間に1回以上入換え、浴槽を清掃・消毒しましょう。
- ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄等により清掃しましょう。
- 貯湯槽内の湯の温度は60度以上に保ち、槽内を定期的に清掃・消毒しましょう。

循環式浴槽の実例参考図

【循環式浴槽における主なレジオネラ症発生防止対策措置】



【詳しくは】

「社会福祉施設等の入浴設備におけるレジオネラ症発生防止対策マニュアル」を参考にしてください。マニュアルは、下記の大阪府環境衛生課のホームページから入手できます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyoisisei/rejioneru/index.html>

また、「大阪府 レジオネラ」で検索できます。

マニュアルの疑問点等は、最寄りの府保健所または環境衛生課生活衛生グループ(06-6944-9910)にお問い合わせください。

【水質検査の実施と報告】

浴槽水について、1年に1回以上、レジオネラ属菌などの水質検査を実施し、その結果を報告してください。

報告は2ヶ所に行ってください
(FAXで結構です)

当該施設所在地を所管する介護事業者担当部署
(大阪府福祉部介護事業者課又は市町村担当部署)

最寄りの大阪府保健所衛生課
(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市を除く)

熱中症にご注意ください

1. 熱中症とは？

<熱中症の症状>

- 初期症状として、めまいや立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のけいれんや痛み（こむらえり）が現れます。また、症状が進むと、吐き気や嘔吐、力が入らないなどの症状が現れます。
- さらに重症になると、意識障害や全身のけいれん（ひきつけ）を起こしたり、体温が著しく上昇し、最悪の場合は死亡する可能性もあります。

<熱中症の原因>

- 体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調節機能が破たんするなどして発症します。
- 高温、多湿、風が弱い、輻射源（熱を発生するもの）があるなどの環境では、体から熱が逃げにくく、汗をかきにくくなるため、熱中症が発生しやすくなります。

熱中症の病態と重症度分類

分類	症 状	症状から見た診断	重症度
I 度	めまい・失神 「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、「失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痛、筋肉の痙攣 筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の不足により生じます。 手足のしびれ、気分の不快	熱失神 熱けいれん	
II 度	頭痛・吐き気・嘔吐・めまい・脱力感 体がぐったりする。力が入らない等があり、「いつもと様子が違う」程度のこく軽い意識障害を認めることがあります。	熱疲労	
III 度	II度の症状に加え、 意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応が弱く、体にガクガクとひきつけがある（全身のけいれん）、真直ぐ歩けない、歩けない等。 高体温 体に熱いと熱いという感覚です。 肝機能異常、腎機能障害、血液凝固障害 これらは、重要臓器での採血により判明します。	熱射病	

（「熱中症環境保健マニュアル 2018」より）

2. 高齢者と熱中症について

！高齢者は特に注意が必要です

○体内の水分量が少ない上、老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とするため、水分が不足しがちです。

○加齢により、暑さや喉の渇きに対する感覚が鈍くなります。

○暑さに対する体温の調節機能が低下しています。

<熱中症の発生状況>

○熱中症により救急搬送される約半数が、死亡総数の約8割が65歳以上の高齢者です。

○熱中症は、日中の炎天下だけでなく、室内や夜にも多く発生しています。

○室内でも多くの方が熱中症により亡くなっています。

<高齢者の熱中症予防のポイント>

○エアコン・扇風機を活用しましょう

○室内の室温を計測しましょう

○こまめに水分補給しましょう

※高齢になると暑さやのどの渇きを感じにくくなります。のどが渇いていなくてもこまめに水分補給しましょう。

○シャワーやタオルで体を冷やしましょう

○緊急時、困った時の連絡先を確認しておきましょう

☆周囲の方からも積極的な声かけをお願いします！

3. 新しい生活様式における熱中症予防行動について

新型コロナウイルス感染症予防に伴い、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや「3密（密集、密接、密閉）」を避けるなどの「新しい生活様式」が求められており、それを踏まえた、熱中症予防行動が重要です。

▼マスクの着脱について ※マスク着用により熱中症のリスクが高まります

- 気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- 屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避けましょう。
- 周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩しましょう。

▼暑さに備えた体作りをしましょう

- 暑くなり始めの時期から適度に運動を
- 水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- 「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日 30 分程度

▼こまめに水分補給をしましょう

- のどが渇く前に水分補給
- 1 日あたり 1.2 リットルを目安に
- 大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

▼暑さを避けましょう

- エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- 感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- 暑い日や時間帯は無理をしない
- 涼しい服装にする
- 急に暑くなった日等は特に注意する

▼日頃から健康管理をしましょう

- 日頃から体温測定、健康チェック
- 体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

4. 熱中症になったときは？

＜対処法＞

① 涼しい環境への避難

⇒ 風通しの良い日陰や、クーラーが効いている部屋などに避難させましょう。

② 脱衣と冷却

⇒ 衣服を脱がせて、体から熱の放散を助けます。
⇒ ベルトやネクタイ、下着は、緩めて風通しをよくしましょう。
⇒ 水のおうや保冷剤などを利用し、首の両脇、脇の下、足の付け根の前面など太い血管が通る部分を冷やし、皮膚の直下をゆっくり流れている血液を冷やすことも有効です。

③ 水分と塩分の補給

⇒ 冷たい水を持たせて自分で飲んでもらいます。
⇒ 大量の発汗があった時は、汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンクなどが最適です。また、食塩水（水10に1～2gの食塩）も有効です。

④ 医療機関への搬送

⇒ 自力で水分の摂取ができない時は、点滴で水分や塩分を補う必要があるため、緊急に医療機関に搬送することが最優先です。

5. 熱中症の疑いのある人を医療機関に搬送する際に、医療従事者に伝えること

熱中症は、症状により、急速に進行し重症化する場合があります。医療機関到着後、治療が迅速に開始されるよう、その場に居あわせた倒れた時の状況がわかる人が医療機関まで付き添い、発症までの経過や症状などを伝えるようにしましょう。

＜医療従事者に伝える内容（例）＞

- 倒れた場所の状況（具体的な場所、気温、湿度、風速など）
- 倒れた時の状況（服装、どんな活動をしていたか、など）
- 症状の経過（症状が始まった時から悪化していないか、具体的にどんな症状があるか、など）
- 対処の内容（水分や塩分の補給はできたか、その他応急処置の有無など）

6. 熱中症に関する情報

国や大阪府では、下記ホームページを通じて、熱中症に関する情報を発信しています。

- 大阪府ホームページ URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/1st1yusyu/>
- 環境省「熱中症予防情報サイト」 URL: <http://www.who.int/emergencies/heatstroke/>
- 総務省消防庁ホームページ URL: http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/field_1st9_2.html

※本資料は、環境省作成「熱中症環境健康マニュアル 2018」「高齢者のための熱中症対策」準拠者、厚生労働省「熱中症予防マニュアル2018」を参考に、大阪府で作成しました。

暑さのがまん、あかん。

暑さから身を守る3つの習慣

- ① 涼む 暑さをしのぐ 「クーラーの利用」
- ② 気取 暑さを知らせる 「情報の活用」
- ③ 備える 暑さにつよい 「からだづくり」

「大阪府暑さ対策情報ポータルサイト」を開設

府民のみならずご活用いただけるよう、暑さを知らせる情報を提供するサービスや、暑さから身を守る取組み、行政の取組みなどの情報を発信しています。ぜひ、ご覧ください。

(http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/atsusataisaku.html)

大阪府 暑さ対策 検索

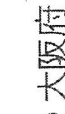


(暑さ対策に関するお問い合わせ)

大阪府 環境農林水産部 エネルギー政策課 温暖化対策グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎 (さきまコスモタワー) 22階

電話番号：06-6210-9553 ファクシミリ番号：06-6210-9259



新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

① 通風、マスクをはずしましょう。

▶ 屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずしましょう。

▶ マスクを着用しているときは、食音のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩しましょう。

② 冷却対策を徹底して管理しましょう。

○ 冷却対策でも換気を怠らないうち、体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養しましょう。

○ 日頃から健康チェックを行い、体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養しましょう。

暑さをしのぐ「クーラーの利用」

▶ 暑さに対して自分の体だけにとらわれず、部屋の温度や湿度を確認してクーラーの設定温度を調節しましょう。

▶ 外出先では無理をせず、クーラーの効いた施設や木陰など涼しい場所での休息をとりましょう。

高齢者は特に注意が必要です

高齢者は暑さに対する感覚や体温を下げるための体の反応が弱くなっており、自覚がなくても熱中症になる危険がありますので、特に注意しましょう。

③ メモ 古いクーラー使っていないませんか。壊れるまで使うのはもったいない！



▶ 最新機種は、20年前のクーラーに比べ年間消費電力量が約4割*少なくなり、毎年の電気代を約1万円節約できます。

* (電機院) 省エネルギー製品は省エネ性能が2.2倍の1999年製と最新の製品を比較した結果をまとめた報告書

暑さを知らせる「情報の活用」

▶ 危険な暑さに気づくため「熱中症警戒アラート」や、「暑さ指数メール配信サービス」など、暑さの危険を予測及び実況で知らせてくれる無料* サービスがあります。「大阪府暑さ対策情報ポータルサイト」(裏面)を見て活用しましょう。

* 情報取得にかかる通信料は利用者の負担となります。

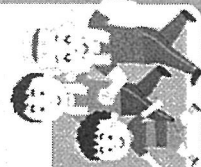
③ メモ 暑さ指数(℃)と熱中症危険度の関係

注意	警戒	厳重警戒	危険
25℃以下	25～28℃未満	28～31℃未満	31℃以上

※ 暑さ指数は気象庁が発表するもので、湿度なども考慮した熱中症予防のための数値です。

暑さにつよい「からだづくり」

- ▶ 水分や塩分の補給もこまめに行いましょう。
- ▶ 暑さに負けない体にするため、暑くなる夏の時期から、ウォーキングなどの汗をかく運動を継続して行いましょう。



介護の現場で働くあなたに知ってほしい

高齢者虐待



介護サービス従事者等による高齢者虐待について

高齢者虐待防止法（以下、「法」という。）では、高齢者を介護している介護者（家族など）による虐待だけではなく、福祉・介護サービス業務の従事者等（以下、「介護サービス従事者」という。）による虐待の防止についても規定しています。（第3章）
虐待につながるような不適切なケアが生じないよう、介護サービス従事者一人ひとりが介護について正しい知識・技術を身につけるとともに、職場全体で高齢者虐待をなくす取り組みを進めましょう。

介護サービス従事者等とは

介護保険法や老人福祉法で規定されている施設や事業者の業務に従事している者を称します。

入所系	通所系	訪問系
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・短期入所生活介護（ショートステイ） ・短期入所介護（ショートケア） ・特別養護老人ホーム ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・介護老人ホーム ・経費老人ホーム（ケアハウス） ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅※ など	・認知症対応型通所介護（デイサービス） ・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション ・小規模多機能型居宅介護 など	・訪問介護（ホームヘルプサービス） ・訪問看護 ・訪問介護（ホームヘルプサービス） ・訪問看護 ・居宅介護支援事業 など

※有料老人ホームに該当するもの

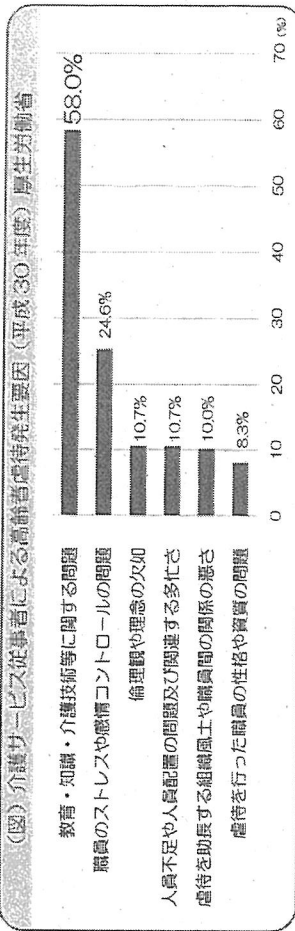
直接介護・看護に携わる職員はもちろん、上記の職場で働くすべての方（経営者・管理者・事務員・ケアマネジャーなど）が対象となります。

大阪府福祉部高齢介護支援課

なぜ、高齢者虐待が起こるのか

高齢者虐待は、さまざまな発生要因があります。『平成30年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果（全国）』（図）によると、発生要因は「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も多く、次いで「職員のスプレッドや感情コントロールの問題」が多くなっています。

高齢者虐待を防ぐためには、介護サービス従事者が介護に関する正しい知識・技術を身につけたり、「虐待」や「不適切なケア」がないかなどを職場全体で話し合っていくことが大切です。



高齢者虐待を知ろう

以下の行為は、高齢者虐待の具体例です。

身体的虐待

- 暴力行為（殴る・つねる・叩いてくる利用者や叩きかえす・介護を行う際に暴言を浴びせられ、カッターや叩く・バットから落とす・身体を引きずって移動させるなど）
- 医療的に必要がない投薬によって動きを制限する
- 食事の量、利用者が拒否しているのに職員が都合で無理やり食べさせる
- 身体拘束（※詳しくは後述）

放棄・放置

- 必要な福祉や医療サービスを受けさせない（褥瘡や衰弱があるのに受診させないなど）
- 職員の都合でナースコールの電源を抜く、手の届かないところに置く、使用させない
- 他の職員が虐待行為をしていても知らないふりをする

心理的虐待

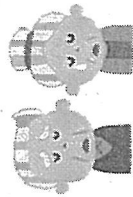
- 威嚇、侮辱的な発言や態度をとる（舌打ち・ため息・不快な声で応対するなど）
- 子ども扱いや人格を貶めるような扱いをする（名前に「ちゃん」付けをする・顔や手にマジックで落書きをするなど）
- 職員の都合を優先し、利用者の意思や状態を無視して介護をする（必要がないのにオムツを着用させるなど）
- 行事や集会に参加させない、無視する

性的虐待

- 必要なく身体に触る、キスをする、性行為をする
- 性的な話を強要する、聞かせる
- 排泄や着替えの際に下着姿のままにしておく
- 裸や下着姿を撮影する、その写真を他の職員に見せる

経済的虐待

- 利用者の合意なしに財産や金銭を使用する、制限する、処分する
- 金銭や物品を盗む、一時的に借用する
- 利用者から預かった金銭で職員のものを買う

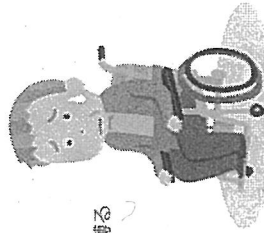


身体拘束について

身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き身体的虐待にあたります。

身体拘束の具体例

- 転落しないよう、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 服式やおむつはすしを制限するため、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する
- 「動かないで！」「立たないで！」「黙って！」といったスピーチロック（言葉による拘束）によって言動を制限する



緊急やむを得ない場合とは？

緊急やむを得ない場合とは、以下の3要件を全て満たす場合にになります。

- 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3要件に加え、以下の措置を講じる必要があります。

- ・個人ではなく職場全体で判断する
- ・時間や本人の状況、緊急やむを得ない理由を記録する
- ・身体拘束の内容、目的、時間、期間などを本人や家族に対して十分に説明し、理解を求める
- ・観察と再検討を定期的に行い、再評価する（⇒必要がなくなれば、速やかに解除する）
- ・身体拘束などの適正化のための研修を定期的の実施するなど

虐待を見つけたら

高齢者虐待を見つけたときは、速やかに市町村に通報・相談しましょう。（地域包括支援センターでも相談・通報は受け付けています）

介護サービス従事者は、自分の働いている職場で高齢者虐待を発見した場合、生命身体への重大な危険があるか否かに関わらず、市町村への通報義務があります。（法第21条第1項）
介護サービス従事者は高齢者介護の専門職であり、高齢者への虐待は決して許されません。あなたの行動で救われる高齢者がいます。勇気をだして通報・相談してください。

あなたの通報・相談先は

通報・相談先がわからないときは

大阪府 高齢者虐待 検索



通報等による不利益取り扱いの禁止

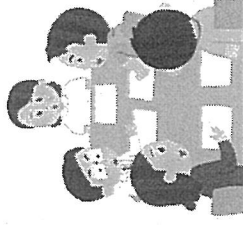
- 通報等を行うことは「守秘義務違反」にはなりません。（法第21条第6項）
- 通報したことによって、解雇その他の不利益な扱いを受けることを禁じています。（法第21条第7項）

高齢者虐待をなくす「取り組み」チェックシート

定期的に自己点検を行いましょ。また、チェックが入らないところがあれば、職場で話し合いましょ。

スタッフ用

- 施設・事業所内外の研修
 - 施設内で勉強会や研修会に出席し、知識や技術を学んでいる
 - 他の施設の見学や、外部の研修を受けている
- チームアプローチ
 - 職場で困ったことがあったとき、相談できる環境がある
 - 利用者に合った支援方法を話し合い、情報共有ができています
- ケアの質・知識
 - どのようなことが高齢者虐待や身体拘束にあたると知れている
 - 認知症のケアの方法を学び、実践している
 - 虐待を発見した場合の通報・相談先を知っている



経営者・管理者用

- 施設・事業所内外の研修
 - 施設内で勉強会や研修会など、職員が知識や技術を学ぶ機会をつくっている
 - 職員が他の施設の見学や、外部研修に行く機会をつくっている
- チームアプローチ
 - 組織として、ヒヤリハットの検討・共有をしている
 - 職員間で報告や相談の方法を決めている
 - 虐待防止や身体拘束防止について話し合う機会をもっている
 - ケアに関する相談しやすい環境・体制ができています
- 職員の負担・ストレス
 - 職員一人ひとりの業務内容を把握している
 - 職員の意見を聞く機会を組織としてつづけている
 - 職員の負担やストレスに気づけるよう、定期的に現場を訪れて職員とコミュニケーションをとっている
- 苦情処理に関する委員会等の設置・運営
 - 利用者、家族、外部の人（ボランティア、介護相談員、第三者委員など）の意見を聞く機会をもっている
 - 苦情に対応する体制（利用者家族との運営懇談会、意見箱など）を整備し、周知している

高齢者虐待の防止に向けた取り組みは、経営者・管理者の責務です

法第20条では、少なくとも以下の2つは行うべきこととして明記されています。

- ① 介護サービス従事者への研修を実施し、知識や技術を習得する機会を設けること
- ② 利用者や家族からの苦情処理体制の整備をすること

高齢者虐待を未然にまたは再発を防ぐには、介護サービス従事者が介護ケアの質を向上していくとともに、組織の運営・体制を整備することが大切です。介護サービス従事者のひとりとして、また職場全体として高齢者虐待をなくす取り組みを実践していきましょう。

地域支援スーパーバイズ事業（権利擁護相談）

地域支援スーパーバイズ事業とは、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利侵害や困りごとについて、行政、社会福祉協議会、高齢者・障がい者相談機関、その他事業所など関係機関・団体を対象に行う相談事業です。様々な解決困難な事例について、弁護士会・社会福祉士会等と連携し、電話や来所による助言や情報提供を行うものです。

次のような相談に助言しています。

- 年金を親族が管理しているが、本人のために使われていないようだ。
- 悪徳商法にのせられて不必要なものを買わされているようだ。
- 知人から財産を侵害されている。
- 多額の借金をしてしまい、生活困難になっている人をどう支援すればよいのか。
- 親亡き後、障がいのある子の財産の管理は誰にたのめばいいのか。
- 成年後見制度の利用が必要だが、どのようにすればいいのか。 など

【権利擁護専門相談窓口】

【大阪市・堺市以外】

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室（あいあいねっと）

所在地 〒542-0065 大阪府中央区中寺1丁目1番54号 大阪社会福祉指導センター3階

電話 06-6191-9500 職員による電話相談（月曜日～金曜日の10時～16時。祝日・年末年始除く）

専門職による相談は事前予約が必要。（相談日 木曜日 13時～14時半～・最長80分）

【大阪市】

大阪市成年後見支援センター

所在地 〒557-0024 大阪府西成区出城2丁目5番20号 大阪市社会福祉研修・情報センター3階

電話 06-4392-8282（職員による電話相談）（月曜日～土曜日の9時～17時。祝日・年末年始除く）

成年後見制度に関するご相談を受け付けています。

【堺市】

堺市権利擁護サポートセンター

所在地 〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号 堺市総合福祉会館4階

電話 072-225-5655 職員による電話相談（月曜日～金曜日の9時～17時30分。祝日・年末年始除く）

専門職による相談は事前予約が必要。（相談日 木曜日 13時～16時）

家族を支えている
ヤングケアラーは、
カッコいい。

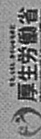
でも、
一人で頑張らないで、
誰かを頼ったっていい。

子どもが子どもで いられる街に。

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような
家事や家族の世話を日常的に行っている子どものこと。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



ヤングケアラーについて
詳しくはこちら
<https://www.mhlw.go.jp/young-care/>



子どもが子どもでいられる街に

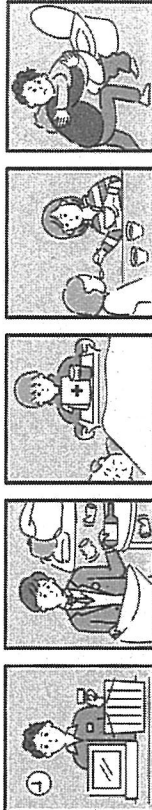


？ ヤングケアラーって？

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話を日常的に行っている子どものこと。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



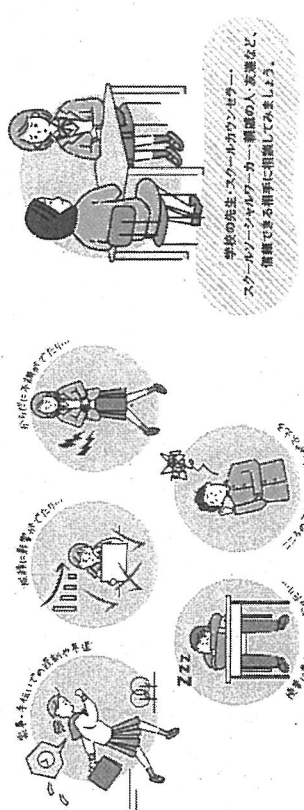
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題など家族の問題を担う家族に代わり、客室を助けている。

？ ヤングケアラーは「ふつうのこと」？

家族の手伝い、手助けをするのは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが、
でも、学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負担がかかっている場合は、
すこし注意が必要です。



厚生労働省の特設ホームページでも、様々な相談先を紹介しています。
<https://www.mhlw.go.jp/young-care/>



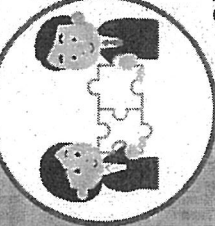
公益財団法人介護労働安定センター 大阪支部

オンラインでも
実施できます。

介護事業者様が抱える悩み解消のお手伝いをします！

専門家による 無料相談のご案内

介護事業所における雇用管理、職員の健康管理、人材育成に関する情報提供、相談援助など
に対して、雇用管理やメンタルヘルス、人材育成のコンサルタント(社会保険労務士、中小企業
診断士、シニア産業カウンセラー、キャリアコンサルタントなど)が対応します。

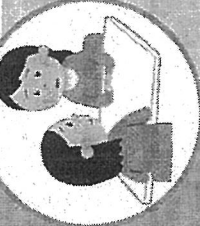


雇用管理相談

■ご相談例

- ・リスク管理 (令和6年度義務化！BCP(事業継続計画)策定など)
- ・人事諸規定 (就業規則、勤務体制、人事考課、賃金体系など)
- ・労務管理 (労働契約、労働条件、ハラスメント関連など)
- ・経営管理 (特定処遇改善加算、人材確保等支援助成金など)

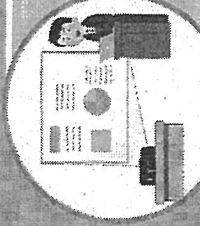
●社会保険労務士、中小企業診断士等が相談支援



健康管理相談

■ご相談例

- ・腰痛予防
- ・ストレス対策
- ・理学療法士、シニア産業カウンセラーが相談支援
- ・感染症予防
- ・メンタルヘルス



教育・研修に係る相談

■ご相談例

- ・研修計画の策定について
- ・キャリアパス制度の見直し
- ・効果的なリーダーの育て方
- ・職員の離職が減る人材育成方法

●介護人材育成コンサルタントが相談支援

※相談内容は秘密厳守いたします。

※相談回数には限りがあります。詳細はお問い合わせください。

※コンサルタントやヘルスカウンセラーのご指名はできません。

※国の事業のため料金は無料です。受講者全員にアンケートのご回答をお願いしております。

■お申し込み・お問い合わせ

公益財団法人介護労働安定センター 大阪支部

〒540-0033 大阪市中央区石町2-5-3 労働センター(エル・おおさか)南館12階

TEL 06-4791-4165 FAX 06-4791-4166

【相談をご希望される方は裏面に必要事項をご記入の上FAXでお送りください】

【センター】
(様式第6号)

介護労働安定センター大阪支部行き
FAX番号
06-4791-4166

雇用管理コンサルタント等/介護人材育成コンサルタント 個別相談申込(受付)票

申込日: 年 月 日

事業所名	(事業所番号:)		担当者	役職:
所在地	〒			
電話番号	-	-	FAX番号	-
事業所 開設日	昭和/平成/令和	年 月 日	メールアドレス	
ご相談 内容	ご相談内容 (雇用管理関係・健康管理関係・教育研修関係) ←当てはまるものに○			
ご相談 希望場所	☐ オンライン相談 (CiscoWebex もしくは ZOOM) ☐ 貴施設・事業所※ ☐ 介護労働安定センター大阪支部相談室 ☐ その他※ () ※「注」感染予防対策を講じた環境が必要になります。 働き方改革推進分科会以上の場合は、ご遠慮をお願いします。			
ご相談 希望日時	【留意事項】 ①希望時期は、お申込み日から約1か月以降の日程を目安としてください。 ②個別相談は1〜2時間程度が目安となります(詳しくはお問合せください)。 ③ご希望は考慮しますが、日時等はご相談の上、調整させていただきます。 ◎ 年 月 日頃 (時 ~ 時頃) 希望			
ご質問	現在、施設・事業所で「Zoom」等のweb会議ツールを活用していますか。 ☐ はい (使用ツール:) ☐ いいえ ☐ 今後活用予定			

本相談申込書に記載された内容については、当センターの個人情報管理規則に準拠して管理し、介護人材育成コンサルタント等
による研修、支援活動等にのみ利用し、第三者への提供、開示、複製、転載等の行為は行いません。上記以外の目的での使用いたしません。

<<< 介護センター記入欄 >>>

個別相談日時 (決定) 月 日 () ~ 日 ()	担当専門家	備考
[場所]		
以下のとおり相談を受けたことを確認しました。		
個別相談日時 (実施) 年 月 日 () ~ 日 ()	担当専門家	相談者署名
		2203DM

【ご案内令和4年度】

公益財団法人介護労働安定センター大阪支部

介護相談員派遣等事業

介護相談員って知ってますか？

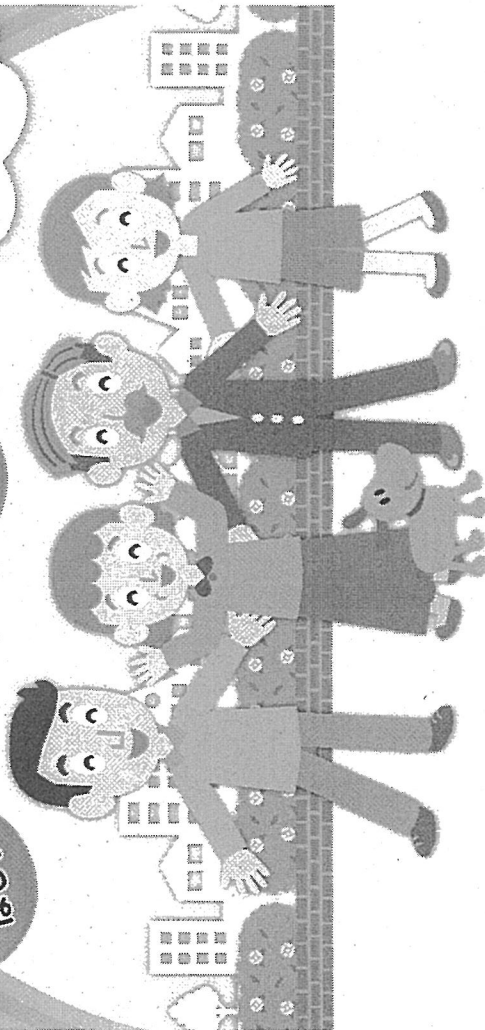
介護サービスなどの悩みにについて
お気軽にご相談ください

柔らかな
食事に
してほしい

話し相手
が欲しい

職員の介助
が乱暴だ

一人で悩まないで
相談してね



令和2年4月1日より、
「介護相談員派遣等事業」
は「介護サービス相談員派遣等事業」に、「介護相談員」
は「介護サービス相談員」
に名称変更されました。

介護相談員派遣等事業について

介護相談員派遣等事業は、市町村に登録された介護相談員が、介護が行われている場を訪問し、利用者からの相談を受けて、サービス提供事業者や行政に橋渡ししながら、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ることを目指すものです。市町村等が受け付ける苦情処理は、何らかのトラブルが起きたときの事後処理が中心となりますが、介護相談員の活動目的は、苦情申立てに至るほど問題が大きくなるうちに、未然に解決を図ることにあります。

介護相談員って何をする人？

介護相談員は、まず介護サービスの利用者から苦情や不満等をよく聞いた上で、本人への助言や、状況に応じた適切な対応を行います。



メリット

介護相談員の活動を通して利用者の日常の声を聞くことは、サービスの改善点を探る重要な手がかりになります。利用者だけでなく事業者にも多様なメリットをもたらしています。

① サービスの向上に寄与します。

介護相談員は相談活動のほか、利用者との何気ない会話や行事に参加することなどを通して、問題や改善すべき点などを発見することもあります。また、施設内の雰囲気、職員の利用者への態度など、介護相談員の気づきをおして、利用者の生活全般に関わるサービスの向上につながっています。

散歩の回数が
増えた！

食事の時間が
楽しになった！

ケアがほめられて、
仕事が楽しくなった！

② 市民の目線でチェックできます。

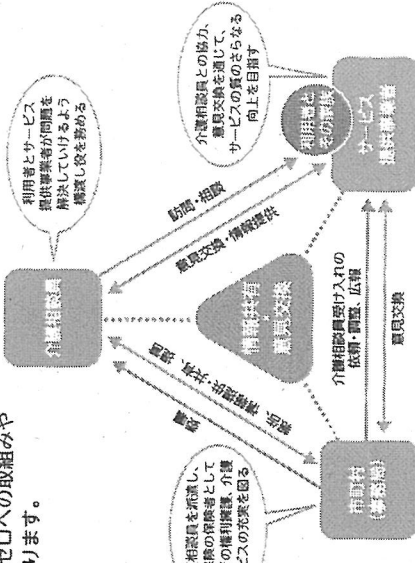
施設内ではあたりまえだと思っていることが相談員の市民感覚の視点から改めてみること、施設職員の職務に取り組む姿勢に変化が見られた事例が報告されています。

③ 身体拘束ゼロ・虐待防止の実現に貢献します。

介護相談員の問いかけを通して、身体拘束ゼロへの取り組みや虐待防止への取り組みが進められたケースもあります。

介護相談員派遣等事業のしくみ

- 介護相談員の選定、派遣・調整
- 介護相談員連絡会議の開催
- 相談業務による事前解決が困難な事項の取りまとめ、行政担当部署との連携
- 介護相談員の活動に関する広報
- サービス提供事業者
- 介護相談員活動の担当者（窓口）の設置と職員等への周知
- 介護相談員の活動について、利用者、家族へ説明



介護相談員ってどんな人

市町村が事業の実施にふさわしい人格と熟練をもっていると認められ、一定水準以上の養成研修を受けた人です。「養成研修」は、介護保険制度のしくみ等高齢者福祉に関する事項から、高齢者の心身の特性、コミュニケーション技法まで、約40時間わたる内容となっており、また、活動中の方には「現任研修」を積極的に受講していただき、活動のスキルアップを図っています。

お知らせ

介護相談員になりたい方、介護相談員の受け入れを検討している事業者は、詳しくは各市町村にお問い合わせください。

※介護相談員派遣等事業は、介護保険制度の地域支援事業に位置づけられており、この事業を実施するかどうかは、各市町村の判断にまかされています。



大阪府

大阪府福祉部高齢介護課 平成29年3月発行
〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目 TEL:06-6941-0351
このチラシは 50,000枚作成し、1部あたりの単価は5円です。

『信賴され、選ばれる事業所』をめざして～

■福祉サービスマス第3者評価って何？

- 「福祉サービスを提供する施設、事業所のサービスの質について、公正・中立な第三者評価機関（大阪府認証）が専門的・客観的な立場から評価を行う取組みです。

「第三者評価」受審の3つのメリット！

- ・事業者が提供しているサービスの質について改善点が明らかにになります。
- ・改善点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けて具体的な目標が設定できます。
- ・第三者評価を受ける過程で、職員間での諸課題の共有化と改善意識の醸成が促進されます。
- ・評価結果を公表することにより、より多くの方々に事業所をPRできます。
- ・サービスの質の向上に向けて、職員が一丸となって取り組んでいる姿勢をアピールできます。
- ・さらに、継続受審することにより、改善意識の高さと、施設・事業所及び職員の成長を知ってもらうことができます。
- ・公表された評価結果により、求職者に対して「当該施設・事業所の理念・基本方針」や「利用者に対する考え方」「福祉人材の確保・育成計画」「人事管理の体制整備」等を周知・PRできます。
- ・施設・事業所の見える化につながり、安定的な人材確保を促します。
- 求職者に
アピールできる！**
- 利用者等に
アピールできる！**
- 施設・事業所の
成長につながる！**

※ 第三者評価を受審し、評価結果を公表することにより、社会福祉法人が経営する社会福祉施設の借入費の弾力運用が可能になる場合があります。この明な点については、お問い合わせください。



- 職員の意識も大きく変化したし、課題・問題点など職員全体で共有するようになりました。
 - 評価されると思うと構えてしまいましたが、調査者の方とはとても親和が親身になって話してくれました。
- 【特別義議老人ホーム】
- 単なる指摘だけでなく、温かいアドバイスもいただき、大変参考になりました。
- 【障がい者支援施設】
- 利用者へのアンケート調査で、潜在的なニーズを把握でき、変革後のサービス向上につながりました。
- 【通所介護福祉所】

大阪府福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

TEL: 05-6944-9167 FAX: 06-6944-6681
TEL: 540-0008 大阪市中央区大手前3丁目2-12

大阪府 第三者評価

大阪府ホームページ: <https://www.pref.osaka.lg.jp/chikifukushi/daisansha/index.html>



◆大阪府の認証評価機関一覧◆

【令和3年度】

(令和4年3月11日現在17機関)

施設番号	評価機関名	所在地	連絡先	評価実施分野		
				高齢	障がい	児童
270003 ※	特定非営利活動法人 ふくつく	大阪市阿倍野区	06-6652-6287	●	●	●
270006	特定非営利活動法人 カリア	泉佐野市	072-464-3340	●	●	●
270012 ※	特定非営利活動法人 ニッポン・アカデミア・クラブ	大阪市中央区	06-6941-5220	●	●	●
270025 ※	株式会社 第三者評価	大阪市東淀川区	06-6195-6313			●
270033	株式会社 H.R.コーポレーション	兵庫県西宮市	0798-70-0651	●	●	●
270040 ※	特定非営利活動法人 NPOかんがひの丘	堺市北区	072-255-6336		●	
270042 ※	一般社団法人 大阪保育運動センター	大阪市中央区	06-6763-4381			●
270048 ※	特定非営利活動法人 エイジコンサーン・ジャパン	大阪市住之江区	06-6615-1250	●	●	
270049	特定非営利活動法人 評価機関あんしん	岸和田市	072-444-8080	●	●	●
270050	一般社団法人 障がい介護福祉事業支援 協会	大阪狭山市	072-121-8610		●	●
270051	特定非営利活動法人 ほつと	堺市堺区	072-228-3011	●	●	●
270052 ※	一般社団法人 ば・まる	堺市堺区	072-227-4567	●	●	●
270054 ※	株式会社 ジャパニ・マーケティング・エージェンシー	大阪市中央区	06-6263-0141	●	●	●
270055	特定非営利活動法人 あ・いつぽ	兵庫県神戸市	078-975-0181			●
270056	一般社団法人 関西福祉サポート社中	大阪市淀川区	06-7777-1037	●	●	●
270057	株式会社 E M アップ	兵庫県西宮市	0798-65-3935			●
270058	株式会社 評価基準研究所	東京都千代田区	03-3251-4150			●

○児童福祉分野については、保育所・児童館・放課後児童健全育成事業が対象。

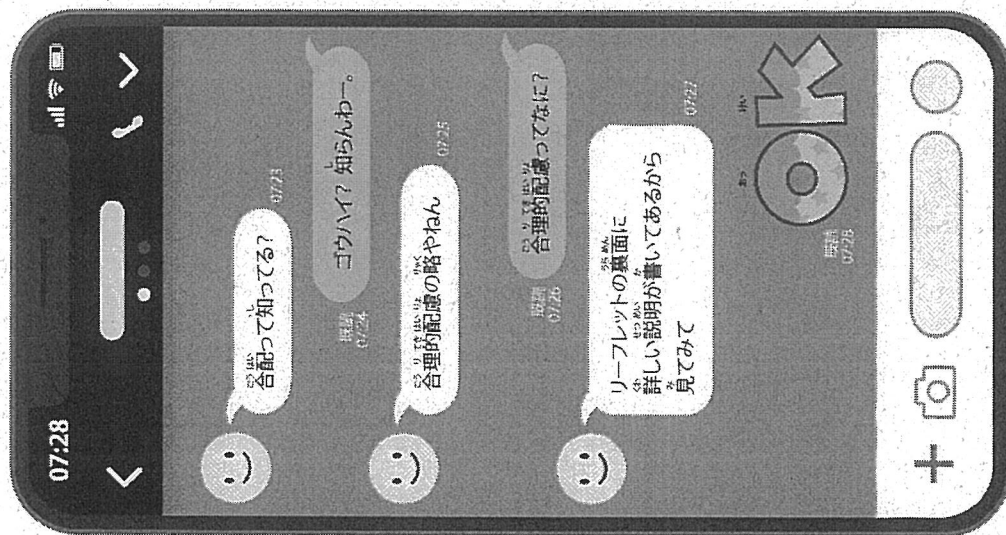
※全国社会福祉協議会による全国共通の社会的養育関係施設等（児童養育施設、児童院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童生活支援施設、アミホーム及び自立援助ホーム）第三者評価機関認証を受けている機関（17機関中8機関）

担当：大阪府福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 調整グループ

TEL (代表) 06-6941-0351(内線2491)、(直通) 06-6944-9167

URL: <https://www.pref.osaka.lg.jp/chiiikifukushi/daisansha/index.html>

「ゴウハイ」ってなんなん？

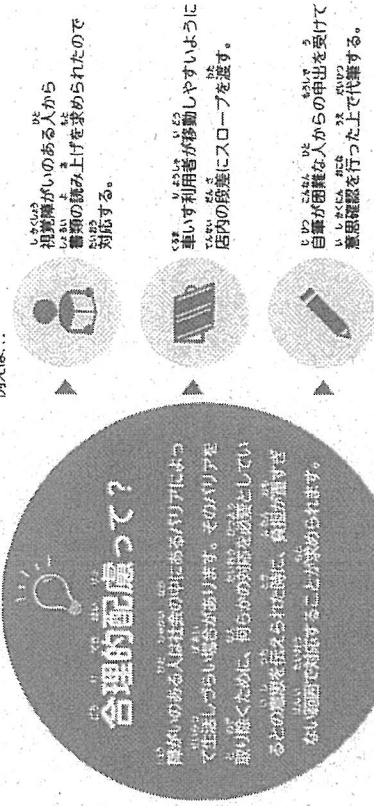


なにわの常識

事業者による合理的配慮の義務化

大阪府では、障がい者差別のない社会の実現をより一層推進するため、大阪府障がい者差別解消条例を改正し、令和3年4月1日より施行します。これまでは障害者差別解消法により努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供を、大阪府において義務化します。

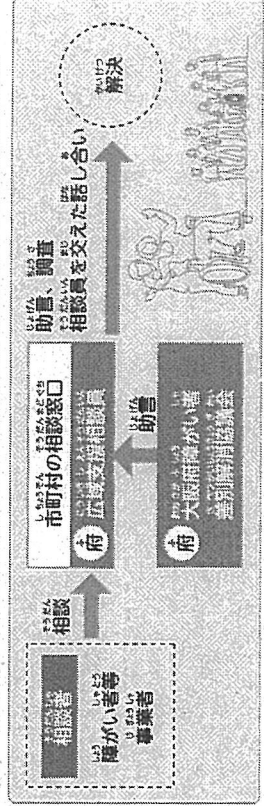
例えば...



※障がい者本人による意思の表明が困難な場合は、家族等コミュニケーションを支援する方が本人を補佐して行う意思の表明についても本人の意思とみなします。

相談と解決の流れ

障がいを理由とした差別に際するお困りごとがあった際は、まずはお住まいの市町村にご相談ください。事業者と障がいのある人どちらからも受け付けます。大阪府の広域支援相談員への相談も可能です。それでも解決しなかった場合は、あせんの制度もあります。



市町村の相談窓口と広域支援相談員の連絡先はQRコードから
大阪府 市町村の相談窓口 連絡先



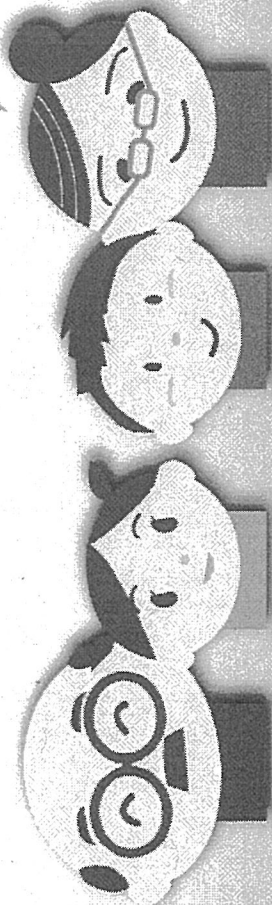
お問い合わせ先
大阪府福祉部障がい福祉政策課
電話：06-6944-6271 FAX：06-6942-7215

福祉サービス苦情解決制度のご案内

福祉サービスの 苦情解決への おてつだいをします。

福祉サービスは、利用者が自分で選んで利用する仕組みになっています。しかし、自分で選んだというものの、いざサービスを利用してみると、事前に聞いていた内容、または契約していた内容と違っていたり、今、受けているサービスに疑問や不満を感じている方もいらっしゃるかもしれません。

このような福祉サービスの苦情を解決するために、事業者段階での「苦情解決の仕組み」づくりと、それをバックアップする大阪府段階の苦情解決のための「委員会」が設置されています。



福祉サービス苦情解決委員会
(大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会)

TEL 06-6191-3130

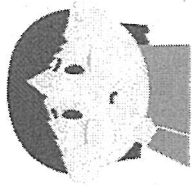
福祉サービスを利用していて

困ったことや悩んでいることはありませんか？

自分が思っていたようなサービスが受けられない

職員の態度や言葉づかいに傷ついてしまった

ケガをしたのに謝罪してもらえない



サービス内容についてわかりやすい言葉で説明してもらいたい

このような場合には、まず

福祉サービスを受けている事業者にご相談ください。

不満や悩み、疑問に思っていることなど、モヤモヤした気持ちが大きくないうちに、まずは福祉サービスを受けている事業者に気軽に話してみてください。

事業者は「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を設置し、利用者からの苦情の適切な解決に努めることになっています。

また、事業者の中には、客観性を確保するために、職員以外の方を「第三者委員」として設置し、話し合いに立ち会ったり助言を行ったり、苦情解決のために積極的な役割を果たしてもらっているところが増えています。

それでも解決しなかった場合や、
事業者に直接言い出しにくいときは、

福祉サービス苦情解決委員会にお気軽ににご相談ください。

委員会では、相談者と事業者の双方の話し合いによる解決をめざし、助言、相談、事情調査、あっせんなどを行い、苦情解決のお手伝いをいたします。

福祉サービス苦情解決委員会とは

社会福祉法第83条にもとづき、福祉サービスについての苦情を適切に解決するために全国の都道府県社会福祉協議会に設置されている委員会です。

苦情の解決をはかることによって、よりよい福祉サービスの提供を促し、利用者を守る役割をもっています。

【対象となる福祉サービスの範囲】社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において提供されるサービス

福祉サービス苦情解決委員会での 苦情解決の流れ

1 苦情相談の受付

来所、電話、ファックス、メール、手紙のいずれでも相談を受け付けています。

2 解決方法の検討

委員会が相談の内容を受けて解決のための方法を検討します。相談者の意向を確かめたうえで、必要に応じて事情調査や相談者への助言、相談者と事業者の話し合いのあっせんなど、相談内容に応じた方法を検討します。

3 事情調査

相談者からの相談内容の事実確認をする必要がある場合、委員や事務局の担当職員が関係者への聞き取りや現地訪問などの調査を行います。

4 相談・助言

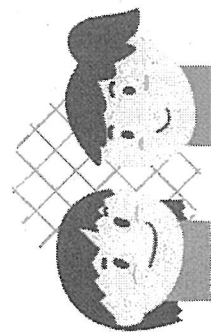
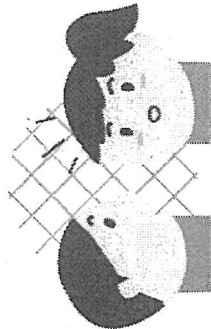
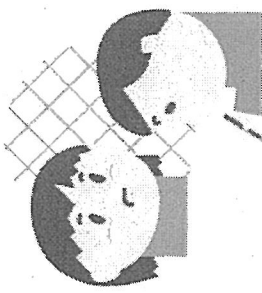
必要に応じて、相談者や事業者への相談・助言を行います。

5 あっせん

相談者と事業者との話し合いによる解決が適当と考えられる場合は、双方の話し合いの場を設定し、話し合いによる解決をはかります。

6 知事等への通知

利用者への虐待や重大な法令違反による苦情である場合は、すみやかに大阪府知事等に通知し、行政による調査・指導・監督を求めます。



福祉サービス苦情解決委員会

Q & A

Q.1 どんな福祉サービスの苦情が相談できますか？

A. 子ども、障がい者、高齢者などを対象とした施設や在宅での福祉サービス全般に関する苦情相談をお受けします。
なお、「介護保険サービス」についての苦情は、大阪府国民健康保険団体連合会(06-6949-5418)でも対応しています。

Q.2 誰でも相談できますか？

A. 福祉サービスを利用しているご本人、またはご家族、ご本人の代理人の方などが相談することができます。また、民生委員児童委員やその事業所の職員など、利用しているご本人の状況や提供されている福祉サービスの内容をよく知っている方が相談することもできます。

Q.3 事業者や周囲の人たちに知られたくないのですか？

A. ご希望により、匿名でも相談できます。ただし、事業者の状況を聞いたり、助言や改善の申し入れを行うときには、匿名のままでは難しいことがあります。相談については、守秘義務によって、秘密は守られますので、安心してご相談ください。

Q.4 相談するのに費用はかかりますか？

A. 無料です。

Q.5 誰が相談にのってくれるのですか？

A. まずは専門の相談員が相談に応じます。相談内容に応じて、16名の専門の委員が解決に向けて必要な対応をします。
委員会は、公正・中立な立場から、多様な事例に適正に対応できるように、社会福祉、法律、医療などに関する学識経験者や委員で構成されています。

Q.6 どのような対応をしてくれるのですか？

A. ご相談をよくお聞きして、相談者の意向を確かめたうえで、事業者の事情調査や解決に向けて助言、あっせんを行います。
なお、ご相談の内容から、虐待や重大な法令違反による苦情であった場合には、すみやかに人権が救済されるように大阪府知事に通知します。

相談の方法

来所、電話、ファックス、メール、手紙など
いずれの方法でもご相談をお受けします。
来所される場合は、必ず事前にご連絡ください。

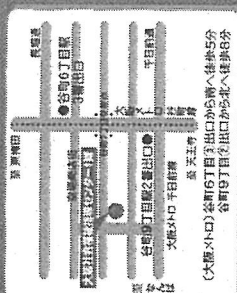
専用電話 06-6191-3130

FAX 06-6191-5660

メール tekisei@osakafusyakyo.or.jp

相談日と時間

月～金曜日 10:00～16:00(土・日・祝祭日・年末年始を除きます。)



福祉サービス苦情解決委員会

(大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会)

〒542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1番54号 大阪社会福祉指導センター1階